（企画官）

第十六条　郵政金融課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、郵政金融課の所掌事務のうち重要事項についての企画及び立案に関する事務に従事する。

（金融サービス仲介業室）

第十七条　資金決済課に、金融サービス仲介業室を置く。

2　金融サービス仲介業室は、資金決済課の所掌事務のうち令第三十一条第一項第一号ヘ、ト、ル及びヲに掲げる者の監督に関する事務をつかさどる。

3　金融サービス仲介業室に、室長を置く。

（イノベーション推進室）

第十八条　暗号資産・ステーブルコイン課に、イノベーション推進室を置く。

2　イノベーション推進室は、暗号資産・ステーブルコイン課の所掌事務のうち金融の円滑化を図るための環境の整備に関する基本的な政策（金融機関等の先端的な技術の活用に係ることに限る。）の推進に関する事務をつかさどる。

3　イノベーション推進室に、室長を置く。

第二章　証券取引等監視委員会の事務局

（事務局に置く課等）

第十九条　［略］

（総務課の所掌事務）

第二十条　総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

三　金融庁設置法（平成十年法律第百三十号。以下「法」という。）第二十条から第二十二条までに規定する勧告、建議その他の事務に関すること。

四　［略］

［2～4　略］

（市場分析審査課の所掌事務）

第二十一条　市場分析審査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この号において同じ。）に関する包括的な情報収集（同法その他の法律の規定により委員会が行うこととされている報告又は資料の徴取及び報告の求めによるものを含む。第三項第一号において同じ。）及び分析並びにその結果に基づく当該取引又はデリバティブ取引等の内容の審査に関する専門的な事務（次号及び第三項第二号並びに第二十七条第五項から第九項までにおいて「市場分析審査事務」という。）に関すること。

二　［略］

2　市場分析審査課に、国際取引等分析室を置く。

3　国際取引等分析室は、市場分析審査課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。

一　国外で行われる重大な不公正取引等に関する情報収集及び対処方針の企画に関すること。

二　国際金融資本市場の情報の収集及び分析に係る市場分析審査事務に関すること。

4　国際取引等分析室に、室長を置く。

第二章　証券取引等監視委員会の事務局

（事務局に置く課等）

第十五条　［同上］

（総務課の所掌事務）

第十六条　［同上］

［一・二　同上］

三　金融庁設置法第二十条から第二十二条までに規定する勧告、建議その他の事務に関すること。

四　［同上］

［2～4　同上］

（市場分析審査課の所掌事務）

第十七条　［同上］

一　有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関する包括的な情報収集（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）その他の法律の規定により委員会が行うこととされている報告又は資料の徴取及び報告の求めによるものを含む。）及び分析並びにその結果に基づく当該取引又はデリバティブ取引等の内容の審査に関する専門的な事務（次号及び第二十三条第五項から第九項までにおいて「市場分析審査事務」という。）に関すること。

二　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

［項を加える。］